

# 藤沢市障がい者総合支援協議会設置要綱

## 第1章 総則

### (目的及び設置)

第1条 この要綱は、本市の障がい福祉事業を円滑かつ総合的に推進するため、藤沢市障がい者総合支援協議会（以下「総合支援協議会」という。）を置き、その運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

### (総合支援協議会の構成)

第2条 総合支援協議会の下に、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を置く。

### (意見等の聴取)

第3条 総合支援協議会及び前条に掲げる組織（以下「総合支援協議会等」という。）において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

### (秘密の保持)

第4条 総合支援協議会等の委員は、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

### (報酬)

第5条 総合支援協議会等の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の報酬等に関する規則（昭和43年規則第22号）に定めるところによる。

### (委員の任期)

第6条 総合支援協議会等の委員の任期は、2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

### (代表及び副代表)

第7条 総合支援協議会等に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 代表は、会務を総理し、総合支援協議会等を代表する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

### (招集)

第8条 総合支援協議会等は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

2 総合支援協議会等は、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

第9条 総合支援協議会等の庶務は、福祉健康部障がい福祉課において総括し、及び処理する。

(会議の傍聴等)

第10条 総合支援協議会等の傍聴を認める者の定員は10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるよう努める。

## 第2章 総合支援協議会

(所掌事務)

第11条 総合支援協議会は、次に掲げる事項を審議する。

(1) 障がい者支援のための体制整備に関すること

(2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の策定に関すること

(3) 障がい者計画・障がい福祉計画の進行管理に関すること

(4) 障がい当事者・家族・障がい福祉関係機関及び団体との連携に関すること

(5) 障がい者支援のための福祉サービス等の総合調整に関すること

(組織)

第12条 総合支援協議会の委員は、24人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

(1) 医師会の代表

(2) 歯科医師会の代表

(3) 学識経験者

(4) 民生委員児童委員協議会（障がい者部会）の代表

(5) 障がい児者関係団体の代表

(6) 障がい福祉関係施設の代表

(7) 労働関係機関の代表

(8) 教育関係機関の代表

(9) 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の代表

(10) 専門部会の代表

(11) 市民代表

(12) 精神障がい者地域生活支援連絡会の代表

(13) 子ども発達支援連絡会議の代表

(14) 権利擁護ネットワーク連絡会の代表

(15) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

2 総合支援協議会は、運営を円滑に行うために、運営会議を設置することができる。

3 総合支援協議会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。

### 第3章 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会

(所掌事務)

第13条 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の作成に関すること
- (2) 障がい者計画・障がい福祉計画の進行管理の作業に関すること

(組織)

第14条 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の委員は、12人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい児者関係団体の代表
- (3) 障がい福祉関係施設の代表
- (4) 専門部会の代表
- (5) 市民代表
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

- 2 藤沢市障がい者施策検討委員会設置要綱、藤沢市障がい者地域自立支援協議会設置要綱は、平成25年3月31日をもって、廃止する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。